

令和4年1月11日

新型コロナウイルス感染症防止対策について

学校法人 青森田中学園
新型コロナウイルス感染症対策本部

日本政府は1月9日、新型コロナウイルスの感染者が急増している沖縄、広島、山口の3県に緊急事態宣言に準じた措置が可能となる「まん延防止等重点措置」を適用しました。新型コロナウイルス感染症の「オミクロン株」は、従来株と比較して感染力が非常に強いとされており、これら一部地域の感染拡大が、全国的な感染拡大（第6波）到来のシグナルであるとの見方が強まっています。

本学園は、新型コロナウイルス感染症の再拡大に備え、一定の制限を設けるなど、引き続き、高い警戒感を維持した経過措置をとる方針です。本学園関係者の皆様におかれましては、感染症への警戒を緩めることなく、下記の各対策を徹底するようお願いいたします。

本学園では、今後も本学園近隣地域の感染症拡大の状況を踏まえ、適宜、必要な対策を講じて参ります。最新の感染症対策は、学園ホームページで随時お知らせしますので、定期的な確認をお願いいたします。

1. マスクの着用

・原則として、学内ではマスクを着用するようにしてください。着用するマスクは、『不織布マスク』を着用し、飛沫防止の効果が限定的な「ウレタンマスク」や「布製マスク」を使用しないよう、ご協力をお願いいたします。

・飲食の際は、マスクを外す時間はできるだけ短くし、飛沫が飛ばぬよう注意を払ってください。飲食後は速やかにマスクを着用してください。

・学園関係者や友人などと、やむを得ず複数名で自家用車等に同乗する際は、常にマスクを着用するようにしてください。

2. 手洗いの徹底、検温、健康管理

出勤、登校時や休憩時には、石鹸と流水による手洗いを励行してください。アルコール消毒液は、各建物の入り口等に設置していますのでご利用ください。

毎日、朝晩に検温し、抵抗力が落ちないように睡眠・栄養を充分取り健康管理をしてください。ご自身に発熱等の症状がある時、または同居する方に風邪症状がみられる際は、出勤、登校を控えるようにしてください。

3. 学園入構時の検温の実施について

当面の間、学園校舎に入構する全ての方を対象としたAIサーモカメラによる検温を実施いたします。検温は、本部棟、7号館、5号館、学術交流会館の各棟の入口で実施します。検温により37.5度以上を感知した場合には、健康管理室での再検温を促すアナウンスが流れますので、速かに指示に従ってください。再検温により37.5度を超えた場合、ご自宅での静養をお願いいたします。なお、各棟の入口で学園関係者以外の方が規定以上の体温を感知された場合、再検温はせず、入構をお断りさせていただきます。

4. 授業環境の整備について

(1) 基本方針

三つの条件（密閉、密集、近距離の会話）を極力避けることを基本方針とし、学生は、一つずつ席を空けて着席してください。

(2) 換気の対応（可能な限り2か所以上の窓を開ける）

授業開始から45分後に担当教員が約10分間換気してください。教室内の気温の変化に応じた衣服等をご用意ください。授業の終了時に授業担当教員が窓を開けてください。次の授業開始時に授業担当教員が窓を閉めてください。（受講学生に協力してもらい窓の開閉をしていただいても結構です）

(3) 受講生密集への対応

履修者数が把握できる授業について、適切な教室を手配しています。教養科目の履修人数を定期試験時の最大収容人数に限定しています。

【経営法学部のみ】

選択専門科目の履修人数を定期試験時の最大収容人数に限定しています。授業については、可能な限り座席指定を実施いたします。履修開始時の履修者過多については、可能な範囲で教室変更を実施します。

(4) 探究の基礎、専門演習・看護研究・特別研究等ゼミの運営

少人数での対話を中心とするゼミ等の演習では、それぞれが1m以上間隔をあけて着席するようにして下さい。

5. 学内の換気の徹底

教室、演習室、実習室、研究室などでは、密閉空間にならないよう、適宜、換気することを心がけるようにして下さい。

6. 部活等、課外活動での注意

課外活動を希望するサークル・団体等は、「課外活動再開届」を学習支援センターまで提出して下さい。課外活動再開届の提出に際しては、顧問等指導者と学生で十分に内容を検討して下さい。これらの手続きを行い、感染対策や活動内容が確認されたサークル・団体から

活動の再開を認めます。

また、当面の間、課外活動の許可は「学園構内で行えるもの」および「マスク着用のままで行えるもの」に限定します。その際、他大学の学生などの学園外の方々の参加および学園構内への入構を禁止します。なお、飲食を伴う集会・歓迎会、集客を伴うイベントの開催等、学外での活動についても原則として禁止します。

強化指定部は、原則として、公式戦を除く青森県外への遠征や対外試合の実施および当該地にキャンパスを置く大学等との交流、指導者や学生等の招聘、その他接触のある活動を禁止します。

7. カフェテリア利用について

本学のカフェテリアでは、昼食時には、多くの学生が集中するため、椅子を外し一つ置きに座るようにしていますので、勝手に椅子やテーブルを移動しないようご理解、ご協力をお願いします。

弁当等を持参した学生は、カフェテリア以外の 7 号館フリースペース、1 号館ホール、2 号館ラウンジ等の他、各教室等を利用してください。これらのスペースにおいて複数名で食事をする際には、大人数でまとまらず、最大 3 名で食事をするようにして下さい。

8. 青森県外への移動について

教職員および学生の皆様は、当面の間、県境を越えた不要不急の移動を自粛して下さい。また、令和 4 年 1 月 7 日以降、日本政府による「緊急事態宣言」および「まん延防止等重点措置」が適応された場合、対象地域となった都道府県への移動を、原則として禁止します。やむを得ない事情により、これらの地域への移動が必要となった場合は、速やかに学習支援センターまで申告してください。同対象地域へ移動した場合、帰青後の 2 週間は、学園構内への入構を禁止しますのでご注意ください。なお、就職活動でこれらの地域への往来を求められた学生は、事前にキャリア支援センターまでご相談をお願いします。

◀ 対象地域への移動申告フォーム <https://forms.office.com/r/ZphPvbqrY9> ▶

9. 外部講師、来客等の県外からの来校について

令和 4 年 1 月 7 日以降、『日本政府による「緊急事態宣言」および「まん延防止等重点措置」が適応された地域に居住する方』および『2 週間以内に同地域に移動した方』の、本学園構内への入構を、原則として禁止します。

また、当面の間、青森県外からの外部講師の受け入れの自粛をしていただき、授業等はオンライン等に切り替えるようにして下さい。やむを得ず県外からの受け入れが必要となった場合は、総務課まで事前に申請するようお願いいたします。

10. 学外での感染拡大防止対策について

学外におけるマスク着用など、日常生活における感染防止策を徹底していただくとともに、当面の間は、感染リスクが高まる「会食」や「飲み会」への参加を自粛するようお願いいたします。

11. アルバイトについて

「接待を伴う飲食店」、及び、当面の間は、主にアルコールを提供する居酒屋など、マスクを外した方々との接触のあるアルバイトや、マスクを外す場面のあるアルバイト活動を禁止します。

12. その他

図書館については入館人数制限（100人）を行う場合もあります。また、一般の方の入館は当面の間、禁止とします。

13. 新型コロナウイルス感染症に関する連絡と相談について

学園関係者の皆様が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、あるいは保健所から濃厚接触者に指定された場合は、速やかに本学園学習支援センターまでご連絡をお願いいたします。その他、感染症に関わるご相談についても同センターで受け付けますので、よろしくお願いいたします。

学習支援センター（担当：古山、原田）

9:00～17:30 017-728-8169（直通、土日祝除く）

上記以外の時間 asc2@aomoricgu.ac.jp